

## 石川県文化財保護審議会の審議結果について

1 令和8年3月17日（火）午前10時から開催された「石川県文化財保護審議会（会長 宮下 孝晴）」において、石川県教育委員会から諮問された次の案件について、「保存する価値を有すると認め、石川県指定文化財に指定することが適当である。」旨の答申があった。

・有形文化財（建造物）「旧室木家住宅 きゅうむらぎけじゅうたく 主屋 おもや・表納屋 おもてなや・米蔵 こめぐら・道具蔵 どうぐぐら」

2 今回の答申案件については、今後開催される石川県教育委員会会議に付議され、議決が得られれば、県公報で告示し、正式に県指定文化財となる。

3 今回の答申案件を加えると、県指定有形文化財は242件となり、県指定文化財の総数は356件となる。

きゅうむろきけじゅうたく おもや おもてな や こめぐら どうぐぐら  
旧室木家住宅 主屋・表納屋・米蔵・道具蔵

- 1 種 別 有形文化財（建造物）
- 2 員 数 5棟
- 3 所在地 七尾市中島町外ナ部 13 外 12 筆
- 4 所有者 七尾市

5 概 要

室木家は、天領であった鹿島郡外村の旧家で、江戸時代後期には庄屋を務め、金融業・流通業・酒造業を営み、明治から大正期には大地主・実業家として活動し、明治 11 年（1878）に当主となった彌八郎とその次男で明治 36 年（1903）に家督を相続した彌次郎は衆議院議員にも選出され、地域の発展に貢献した。

室木家の屋敷地は、七尾北湾の海岸近くに石垣を積み、表門・塀を構え、中心に主屋、その前面に米蔵と表納屋、奥に道具蔵 2 棟が位置する。主屋と米蔵の間には屋敷内を画する中門が備えられ、主屋と表納屋の間は屋根と壁がかかる通路で繋がり、主屋と道具蔵の間は渡り廊下で接続する。

主屋は明治 19 年（1886）完成と伝えられ、その他の建造物も概ね明治 20 年代前半から大正 12 年（1923）の間に整えられている。主屋については天井の梁に墨書があり、江戸時代から宮大工として知られる氷見の大窪大工による施工が確認されている。

主屋は入母屋造茅葺、一部 2 階建てで、開口部に切妻屋根を付す。内部は 4 列構成で、中央にヒロマ・チャノマの列、東はニワ・ダイドコロ等内向きの列、西がブツマ列とザシキ列で上位となり、中央列と西列は拭漆で部材が塗られている。ヒロマなどはワクノウチの高い吹き抜けを設け、ブツマは折上格天井とし円弧状の特殊な仏壇収納を有する。後年には北東端が増築され、昭和 6 年（1931）以降に建てられた納屋と接続している。

表納屋は土蔵造棧瓦葺切妻屋根の 2 階建てで、1 階は土間で 3 室に区切られており、2 階は床板張りである。建物基礎の石垣に明治 23 年（1890）の建築を示す銘が刻まれる。

米蔵は土蔵造棧瓦葺切妻屋根の 2 階建てで、1 階・2 階とも床板張りである。開口部は両脇に壁を設け、上部を波と紅葉を描いた鰻絵で飾る。壁の内部には蔵破り対策のため砂利が詰められている。

道具蔵は隣接して建つ 2 棟の土蔵の屋根と下屋を共通させて一体としている。土蔵造棧瓦葺切妻屋根の 2 階建てで、1 階・2 階とも床板張りである。西側の道具蔵 1 は米蔵と同様に壁の内部に砂利が詰められている。東側の道具蔵 2 は道具蔵 1 より後出であり、これを建てた際に屋根等の外観を整え、渡り廊下を設けて接続したと考えられる。渡り廊下は大正 12 年（1923）の工事の記録があり、道具蔵 2 も同時期と考えられる。

旧室木家住宅は江戸時代の豪農の民家の形式が踏襲されつつ、新しい意匠が巧みに組み合わせられた主屋など、近代和風建築の好例であり、屋敷構えと景観も往時をとどめ、地域の富裕層のあり方をよく伝え、価値が高い。令和 6 年能登半島地震で被災し復旧が望まれる状況であり、石川県として、有形文化財に指定し、今後の保存と活用を図る。



旧室木家住宅 全景



旧室木家住宅 主屋



旧室木家住宅 表納屋



旧室木家住宅米蔵・中門



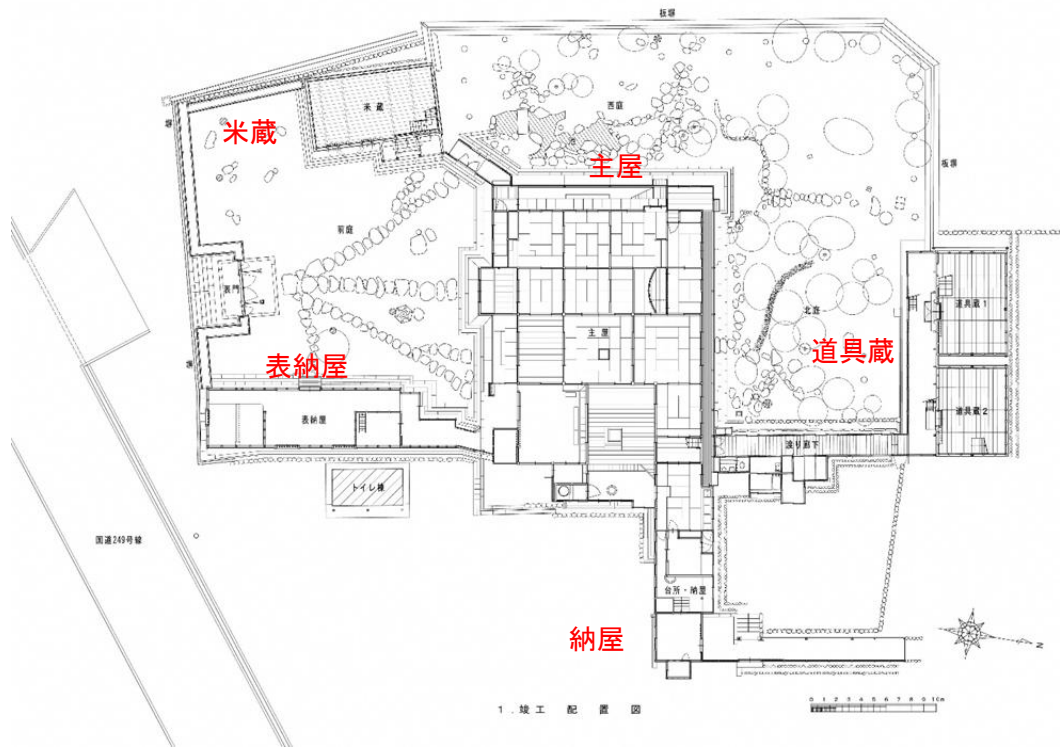
旧室木家住宅 道具蔵



旧室木家住宅 主屋内観



旧室木家住宅 主屋ブツマ



配置図